

但馬豊岡盆地の条里と地籍図

桑原 公德
山田 安彦

一

筆者等は、かつて雑誌『人文地理』の短報で但馬円山川流域の条里地割の分布について発表した^①。これに対して地元の研究者石田修一氏が、雑誌『日本歴史』の「歴史手帳」欄で二回にわたって批判された^②。元來批判された場合、早い機会に答えるべきであるが、当時筆者等は古代の但馬を再検討したいと考えていたので、その折にと思つていろいろちに、のびのびになつてしまつた。それから二十年が経過した。桑原は豊岡を二年で離れ、山田が岩手大学に転出するといつた事情もあるが、今日まで放置したことは怠慢というほかなく、深く反省している次第である。従つて学窓を出た頃の失態を四半世紀後の今日になつて再びさらすことは、怠慢への酬いとして甘受しなければならぬと思う。

但馬の古代の地理に取り組み気持は今も捨てていないが、すぐに取りかかれる状態にない。しかし二、三の人からの要請もあり、またいつまでも放置しておくは誤解を生じたりするので^③、とりあえず手許にある資料を中心に批判に充てておくことにした。もっとも、いまこの時期に執筆しようと考へたのは、筆者の一人が標題に付した地籍図^④について検討する機会があつたことによる。とくに地籍図をつけ加えたのは、後述するように、貴重な研究資料(史料)と

なる古い地籍図の保存状態のよくない事例が以外と多いこと、一方資料価値の高い地籍図にも精粗があり、ときに欠陥のあるものが存在することなどについて指摘しておく必要を感じたからである。

さて、石田氏が筆者等の条里地割の分布を中心にした短報に対して加えられた批判は、かなり多方面にわたつてゐる。しかし、それを要約すると(一)坪並の数え方の問題と、(二)条里地割の分布範囲、および(三)その阡陌の方位に関する問題にまとめることができるといふように思ふ。さすが地元のすぐれた研究者だけに、現地の豊富な資料(史料)に基づいた確かな指摘が多い。確かに学窓を出たての筆者等の報告の中には誤りの部分や舌足らずの説明のために誤解を生んでゐる箇所が幾つかある。ただし指摘された中には肯定できないように思われるものも存在している。結論的にいへば、上記の(一)は指摘された通り筆者等の試案は誤りである。(二)は筆者等の説明や分布図に不十分のところはあるが、当を得ない指摘や見解の相違によるところもみられる。(三)は欠陥のある資料に基づくもので、その指摘は当然なように考へる。以下これらを中心略述し、再び批判を得たいと思ふ。

二

まず坪並についてはさきにふれたように、筆者等が試案として提示したのは間違つてゐる。従つて、あらためて弁解がましいことは述べない方がよいように思ふが、一応の経緯を記しておきたい。坪並に關した過失は、条里地割の分布を中心にした短報とはいへ、それは初步的ミスといへるものである。その原因は(1)遺存する条里地

名を二つ見落したことで、(2)数詞坪名の遺存地の指示の間違いないし不的確であったことによる。前者は、旧出石郡神美村（現在豊岡市）の上鉢山・長谷・倉見三大字の境界付近にある七つの数詞坪名のうち倉見③の「十句」（十九）と「向廿」に気付かなかったことである。図1は指摘されてから豊岡市税務課の上記三大字の字全図によって作成したものであるが、これをみれば石田氏の主張される通り、西北隅に始まって東南隅で終る平行式の坪並であることがわ

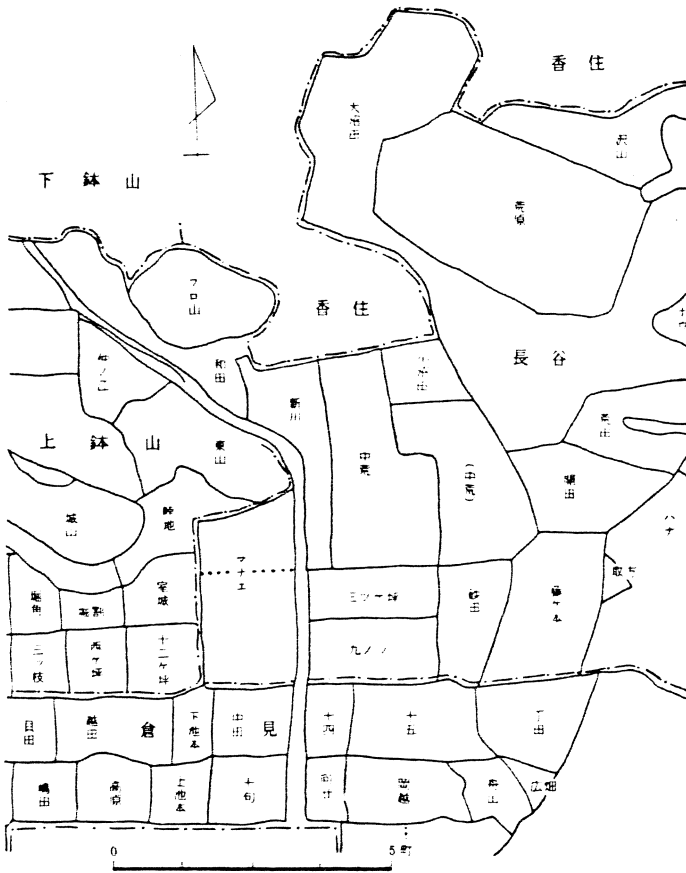


図 1. 旧但馬国出石郡神美村上鉢山・長谷・倉見の字全図

かる。念のために筆者等が条里調査によく利用した豊岡土地改良事務所保管の耕地実測図にはどうなっているかを、円山川改修の資料蒐集の際、同所を訪れて確かめようとしたが、新庁舎への移転の折にすべて焼却されており、見る事ができなかった。確認できなかったというだけでなく、貴重な資（史）料の喪失という点で残念に思った次第である。

土地改良事務所では旧図をみる事ができなかったため、市役所で地籍図や土地台帳を閲覧した。それによれば、さきの「十句」の箇所には「ナタ」とか「十句」などの文字も使われていることがわかり、ただ一つの資料に頼ることの危険を知らされた。筆者等が利用した図にはいずれの文字が用いられていたか、いまは確めるすべもないが、それにしても「向廿」の見落しは失態というほかかないのである。

さきの②のようなことは慎重を欠いた結果のミスというほかかない。ただ昭和二六、七年の調査当時は豊岡盆地を調査する際のベースマップとしては地理調査所（現国土地理院）発行の五万分の一地形図しかなかったことが禍したように思ひ。筆者等の条里調査では地籍図などより検出した条里地割と、条里関連地名および土地条件を表わす字名などを地形図に記入する方法をとるが、縮尺五万分の一図では条里の一坪（約一〇九メートル四方）が方二ミリメートル程度にすぎないから、関

係地名などは線を引いて図の枠外や山地の部分に記することになる。

豊岡盆地ではその線がかなりの数に及んだのと、それを記入した調査者は豊岡に在住し、その原図を基に作図と墨入れを行なった者が京都に在住していたことなど、悪条件が重なってミスの発見ができなかったようである。

現在のように二万五千分の一、さらに一万分の一、二千五百分の一図が利用できていたとすれば、このような間違いは起らなかったと思うが、それは愚痴というものであって不注意は責められなければならぬ。こうしたミスを犯したのから導かれた坪並や条・里の界線などは意味をもたないものになる。ただ立野付近に遺存する数詞坪名の位置を訂正しても、それから坪並を想定することは困難である。旧城崎郡五莊村大字高屋付近の場合は石田氏が示されたように、南東隅が起点で北西隅に終る平行式の数え方が妥当と考えるが、そうだとすれば、さきの旧神美村の北西隅起点で南東隅で終る平行式と異なる。この坪並からすると、普通には城崎郡の条は東から西へ、出石郡のそれは西から東へ進んだはずである。その相違が単に郡の違いによるのか、あるいは盆地の条里を二分法または四分法によって分けたものか、検討してみなければならぬように思う。

なお、条・里呼称の復原に当たっては、かつて記して後考をまつ、としてあげた旧村名の「八条村」は石田氏が紹介された「大岡寺所蔵文書」にあらわれる「廿二条」の比定と共に、前稿ではふれていなかった大字伏と八社宮にまたがって存在する字「五条」が、条里制に関連するものか否か、確かめておく必要がある。

三

条里地割の分布については次のように指摘されている。(1)△桑原氏が沼地にして地割が無いと云われた「長谷」・「立石」及び全く触れられなかった字「宮内」の三字については(中略)地割が残っています。√(2)△豊岡市の主「八社宮」・「清冷寺」・「大磯」・「塩津」なども条里がなく、此地は桑田地と一致するとの説ですが、此の地は円山川とその支流出石川との合流点で、且つ円山川の蛇行により流路の変遷が屢々あった所で、為に地割が荒されたものと見るべきです。√(3)△桑原氏が豊岡盆地に地割がなかったと指摘された地点には、すべて地割があったわけで、換言すれば(中略)豊岡盆地全域に条里制が、行われていました。√(九五号三〇・三一頁)と。

これら分布についての批判は筆者等が示した分布図とその説明に不十分な点のあったことに原因しているようであるが、「条里地割の分布図」についての解釈の仕方に相違があるように思われる。また、筆者等が分布図の説明に先立って「条里施行地域と推定される所でも、一町区内の地割が乱れているのはすべて」分布図より除いた(五巻二九〇頁)、と断っているが、石田氏はこれを無視していられるようである。

さきの(1)の場合には地形図に示した分布図の説明で立石・長谷は非分布地であると述べていることに對する批判である。これは地形図にみられる兩集落の位置からみた解説であって、大字領域からいえば長谷の北部にはみられないとすべきであった。長谷の南部に存在することは、幾分範囲が狭いように思われるが、「三ツヶ坪」・「九

「ツ」を图示していることによつて知られる。一方同大字の北部には図1にみるように、大沼田・小沼田・荒原・荒田などの字名の存在から、水田耕作に不向きであつた沼や原野の存在が推定できる。

(1)の中のA全く触れられなかつた字宮内Vに地割があるという指摘は理解に苦しむ。一低地でありながら条里地割の存在しない所をいえば一という箇所での説明に分布地の地名をあげる必要がないからである。分布図をみればわかるように宮内付近には条里地割が密に分布している。

(2)は条里地割が一雨は府市場から北は大磯までの円山川屈曲部及び支流に合流する地点に一存在しないという分布図の説明に対する批判である。筆者等が地籍図などで確認した条里地割の分布図を示し、図にそれが認められない所を補足説明するのに対して、評者は非分布地は当初あつたのが後に荒されたとみるべきだと主張される。これは条里型地割が現に存在するか、かつて存在したことが確認できる分布図の作成を、研究の基礎作業として重視する立場の叙述に對して、条里制の施行当初の状況を想定しての批判である。

石田氏が主張されるように、現在条里地割が確認できない地区にもかつて存在した可能性は充分考えられる。とくに先に記したように方一町区画内の地割の乱れから图示しなかつた所などはそうだと思ひ。地割の乱れと云つてもいろいろな段階のものがあるから、その判定には個人差があり、異論が出やすい。現在の筆者等であれば、このような箇所は推定線(点線)で示すであろう。とくに清冷寺付近のように、一町ないしその倍数間隔の東西線が幾つかみられるような地区ではなおさらそうである。

ただ、一般的に云つて円山川ほどの河川で、さきふれたような状態の所に一面に条里制地割が存在したと云い切るには、その場所に幾つかの連続した条里型地割、条里関係の数詞字名および条里に關連した文書のうち、二つ位は用意する必要があるように思われる。石田氏は条里地名のあつた証拠としてA坪名も残っています」と述べられたが、それは数詞坪名でないので、かつての存在を積極的に証明するものとは思われぬ。またこのような地区の条里的区画の中には、中世以降に条里制の区画が延長されたことも考え得るから速断できないのである。もちろん、筆者等は豊岡盆地を古代に開發の進んだ地域の一つと考えているから、条里地割はかたじけなく分布していたと推定している。従つて他の地域と同様、地籍図などによつて確めた条里地割の分布地以外にも攪乱や埋没によつて消滅した条里地割の存在も想定される。しかし、だからといって直ちに(3)の結論を出してしまうのは尙早のように考える。

四

条里地割の阡陌の方位に關しては、豊岡駅付近の高屋は山間部に地割された所で、方位が豊岡盆地の地割の方位と著しく異つた傾斜を持つてゐるVのに、A無茶にも、豊岡盆地を縦横に区画してつたのであるV(一〇一四二・四三三)、と厳しく批判された。しかしこの高屋のうち条里地割の分布する地区は国鉄豊岡駅の西側であるから、指摘されるような山間盆地ではない。ここは耕地整理地区であるが、旧地籍図によつて示した図2の長地型地割をみてもわかるように、整理前においても地割方向を変えなければならぬ

ほどの傾斜地ではなかったはずである。石田氏が図示された方位によれば字二ノ坪と八ノ坪の東端線はN約四七度Eを測るが、市役所の税務課で複写した字全図によれば図3に示した方位Xで、同氏のそれと著しく異なる。石田氏の図で基鼻・重ライ地となっているのが茶島（嶋）重来地となっているような違いもある。図3の方位Yは地元の人と市役所税務課の職員の教示による推定方位であり、同Zは豊岡町耕地整理組合地区現形図(5)に記された方位を転記したものである。

石田氏が示された方位と、図3の方位X・Y・Zのいずれが正しいであろうか。それは方位Zであるかと思う。その理由として、まず方位Zの載る図は豊岡町耕地整理組合の編纂するもので信憑性が高いとみられること、その図の西端の茶嶋と八ノ坪は図3の茶島と八

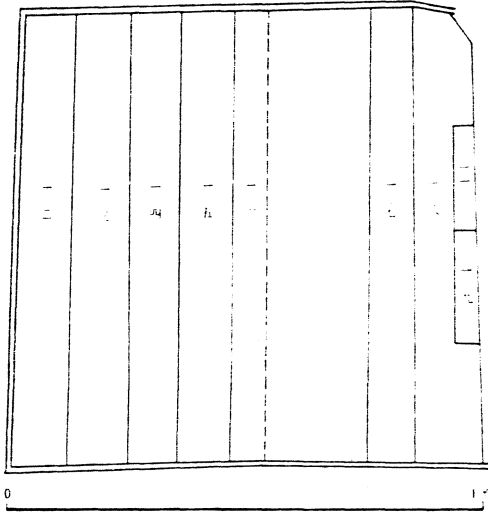


図2 旧但馬国城崎郡五荘村大字「重来」の地籍図



図3 旧但馬国城崎郡五荘村高屋の字全図

ノ坪に相当するが、両字の東端線は方位Zとほぼ平行していることがあげられる。また図3の鉄道軌道用地の東側の線は国土地理院発行の地形図に描かれているそれと同じ方向を示していることも、方位Zの正しいことを証明しているように思う。図4（高屋字八ノ坪）における道路・畦畔の方向と鉄道用地の状態からもそのことがいえる。

ちなみに、昭和七年以降の五万分の一地形図では国鉄山陰線以西の高屋ノ下陰間の道路は、以東のそれがほぼ東西南北方向に走ると異っているが、明治三一年測量の地形図では（道路が少ないこともあるが）それは読みとれない。おそらく昭和二年頃に施行された耕地整理によって改変されたものと考えられる。

円山川右岸の立野についても同様の指摘があった（一〇一四二頁）。高屋の場合と同じく石田氏が示された字全図と筆者等の複写したそれとは若干の相違がみられる。同図に描かれている方位に限ってみれば、場所によって計測値を異にするが、前者の阡線はN一四〇一五度W、後者のそれはN八〇一〇度Wである。ここでは肝心の部分の旧地籍図が見当たらないため、正しい方位を確かめることはできないが、たまたま残っていた字（ハイトウ）（全図ではバイトウ）の旧地籍図に示された方位から見ると、阡線はほぼ南北方向をとっていたとみてよいと思う。この旧図の有無の確認がもう一つできていないので、現地で確かめる必要があるが、字全図の三ノ坪の南界線（二ノ坪の北界線）となる東西道路が、明治三一年測量の地形図に描かれた立野集落南端から百合地に至る東西道路に当たるとみられることから、上記の推定は妥当性のあるものと考えてよいであろう。

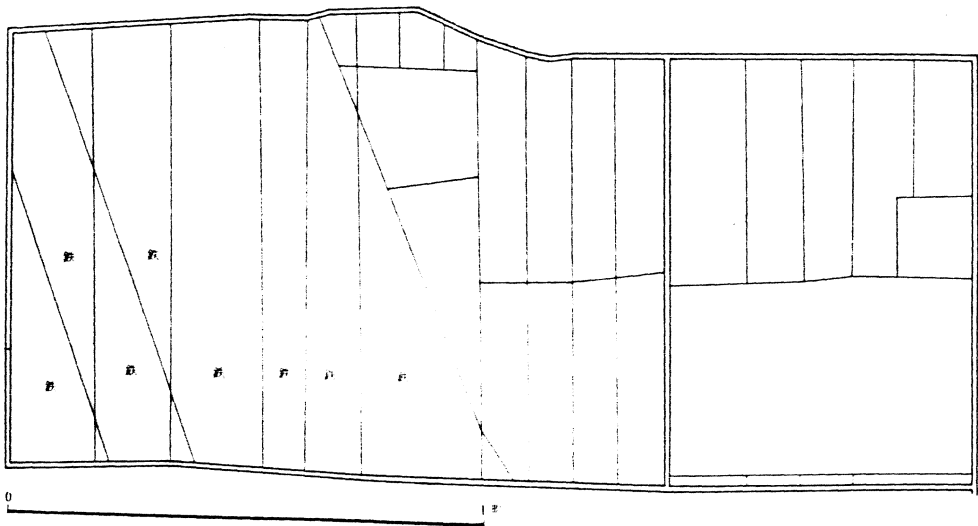


図4. 旧但馬国城崎郡五装村大字高屋字「八ノ坪」の地割と鉄道用地

石田氏が示された高屋および立野の字全図がどのものに依られたか明らかでないが、市役所・法務局などの公的機関、または地元大字（区・町）所蔵のものと考えられる。同じ場所の同じ性質の図でありながら、字名や方位あるいは字界の形態に違いのあるのは、まざまみられることである。字全図の方位が間違っている、それぞれの字図に方位が記されておれば、その違いに気付くが、高屋のよりに各字図に方位の記されていない場合は間違いを見逃してしまうことになる。ただ条里の分布調査の場合は確認した条里の坪を地形図に転記するから、実際には字全図の方位の違いが研究に影響することは比較的少ない。とはいえ、さきのように耕地整理地区で、整理後の道路網が整理前と著しく異なる場合は間違いを生じやすいので注意が肝要である。

なお、条里の方位については以上のように考えてよいと思うが、画一とみられる大和盆地でも、そうでない部分が存在することから、また今後、条里の施行単位や古代の郡・郷の領域などを研究するうえからも、より精密な再検討が必要であるように考える。

五

この小文の標題に付した「地籍図」は不要のように思われるが、筆者等にとってはかなり重要な意味をもっている。ここに地籍図を付した直接の動機は、石田氏の指摘の一部を確かめるために、かつて使用した地籍図やそれに代る耕地実測図をみようとして現地を訪れたところ、地籍図の中の耕地整理地区のものが一部喪失していたり、多数保存されていた耕地実測図のすべてが焼却されていたりして、事

実の確認が不可能であったこと、他方では地籍図に付した字全図の方位の欠陥がもとで、当たらない指摘をうけたという事実による。しかし単にそれだけの理由からではない。古い地籍図や耕地整理の際に作成された実測図類の喪失や、地籍図や字全図に精度の低いものがあったり欠陥のあるものが存在したりするのは、この地方に限ったことではなく、全国的にみられる傾向であることによる。従ってここでは古い地籍図類の保存対策を地理学や歴史学の研究に携わる者達を中心になって考える必要があることを強調し、他方この資（史）料的価値の高い地籍図類も、その利用には慎重でなければならぬことを自省の意味でふれておきたいと思うのである。

地籍図は長い間の人間の歴史や自然の営みが刻み込まれた土地の状態を描いた地図といえる。だから一枚の地図の中には古墳時代から現代までの姿を読みとることのできるものが稀ではない。従って各時代の歴史や地理その他の研究に貴重な素材となる。とくに、かつての耕地整理、近年の圃場整理や宅地造成によって景観が一変したような土地の旧地籍図は、誠に貴重な史料である。このような土地では、旧地籍図がなければ旧景観は永久に復原できないのであるから、それは文化財であるといえる。

こうした貴重な研究材料となる古い地籍図が、行政的に用をなまなくなると、次第に無造作に扱われるようになりやすい。旧図を厳重に保管するところもあるが、新庁舎への移転といった時だけでなく、部屋の様相がえ、責任者の交代などによって消失する可能性が少なくない。現に旧地籍図の保存状況のよくない市町村を多くみかける。また圃場整理や宅地造成、あるいは国土調査法に基づく新し

い図の作成に伴い、行政的機能を終えて使用しなくなった地籍図が増えつつある。こうした状況にある現在は、旧地籍図類の保存対策について真剣に考えなければならぬ時機といえる。その実現には問題点はあるが、都道府県立の文書館、史(資)料館、それらができていないところであっては当面図書館や大学などを利用すれば、それほど困難なことではない。かつて山口の県立図書館で地籍図類の一部が保存されていたのを見たことがある。

ここでは、地籍図類の保存についてふれたが、さらに管内の市町村における古い土地台帳や名寄帳その他の行政資料も蒐集して整理・保管すれば、それぞれの地域の他誌や地方史の研究を促進することとなるであろう。一日も早く、これらの保存対策が軌道に乗ることを念ずる次第である。

六

以上、石田氏の指摘されたことに対して一通り応え、地籍図についても考えるところの一端を述べた。但馬の条里については調査が四半世紀も前のことになり、豊岡あるいは京都を離れてから何回も居を移しているの、資料の追加より散逸した方が多い。そのようなこともあって批判には十分応えていないかもしれない。不完全な応えや、指摘の内容を誤解しているようなところがあれば、再び指摘していただきたいと思う。

はじめに述べたように、いつか再び但馬の歴史地理に取り組んでみたいと考えている。しかしその時は視点を替えるつもりである。

もちろん、但馬の条里にはなお不明な点があるので、引き続き関心

をもつが、但馬の条里は但馬在住の研究者によって解明されることを期待したい。幸い、条里に関心をもつ若い研究者も登場されたようである。何といても、豊岡盆地のようにほとんどが耕地整理されている場合は、資料蒐集の上からも、地元在住者による研究が望ましい。また但馬には豊岡盆地以外にも、各地に条里型地割が分布しているの、石田氏その他の但馬在住の研究者によって、但馬全域の条里研究が一層推進されるように期待する次第である。

付記 本稿は石田氏のご指摘が載った『日本歴史』に掲載する予定であったが、同編集部では図の処理ができないらしいので、本会報を利用して頂いた。なお図の一部を割愛したが、それらは別の機会に利用するはずである。

注

- ① 山田安彦・桑原公德「但馬・円山川流域に於ける条里地割の分布について」『人文地理』五十四―一九五三
- ② 石田修一「但馬豊岡盆地の条里」『日本歴史九五』一九三六
三〇、三一頁 同「但馬豊岡市周辺の条里坪称呼について」『日本歴史一〇一』一九五六 四一―四三頁
- ③ 水野時二「条里制の歴史地理学的研究」大明堂 一九七一 七一頁
- ④ 本稿で「地籍図」というのは土地登記簿、土地台帳に付属した地図で、字図・字切図・字限図などとよばれているものをさす。「地籍図類」「地籍図など」という場合は、それらをもとに作成された「耕地整理地区現形図」などを含む。
- ⑤ 豊岡町耕地整理組合事務所編『豊岡町地区整理誌』一九三三